

# 「工事書類の簡素化」による 生産性の向上

国土交通省 大臣官房 技術調査課 工事監視官 やました しんじ 山下 眞治

## 1. はじめに

発注者が受注者に求める工事書類は、施工計画書に始まり、契約変更に係る協議書類等多くの書類の作成・提出を求めており、これら書類の簡素化を図ることには業務の効率化、生産性の向上に寄与するものであり、国土交通省の工事書類の簡素化に対する取り組みについてご紹介します。

## 2. 工事書類の簡素化

### (1) 業務効率化

工事書類に関する課題として、「そもそも提出する工事書類が多く、処理に必要な単純作業も多い」「設計変更に係る資料の作成ルールが不明瞭」「電子納品する工事書類が工事ごとにまちまち」「紙と電子の大量の二重納品の発生」がありました。これらの課題を解消するため、「土木工事における受発注者の業務効率化実施方針」（平成22年9月29日）の通知を出し、受発注者双方の一層の業務の効率化を図りました。

具体的には、

- ① 発注者が求める工事関係書類の明確化による業務の効率化（図一1）

### 1) 提出を求める工事書類の明確化及び削減

- ・提出を求める工事書類として、「施工中に監督行為として監督職員の所持が必要な書類」「受注者の瑕疵担保責任を請求するために必要な書類」に限定。

### 2) 納品を求める工事完成図書等の明確化及び削減

- ・納品を求める工事完成図書として、「維持管理に必要な書類」「後工事に必要な書類」「復旧工事に必要な書類」に限定。
- ・電子成果品と紙成果品の扱いについて、「後工事の発注図へ再利用する等の電子データの利用が確実な書類に限り電子成果品の納品を求める」「災害対応に必要な書類や完成検査時に対比確認が必要な書類については、紙についても納品を求める」ことを明確化。

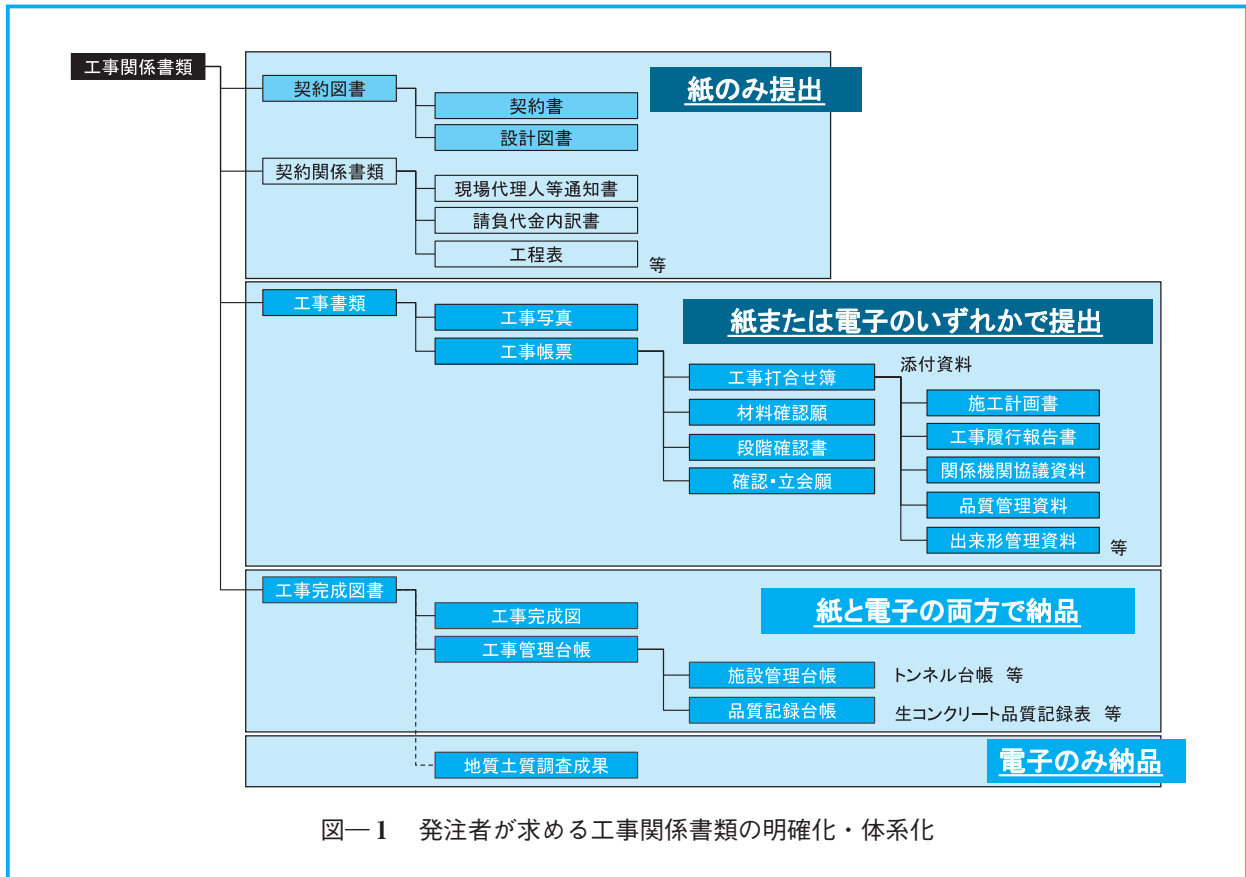
### ② 情報通信技術の導入による業務の効率化（図一2、3）

#### 1) 情報通信技術の活用による単純作業の削減

- ・情報共有システム（ASP）を活用することにより、工事書類の発議、提出に要する印刷、移動、整理等の単純作業を排除することで業務の効率化を図る。

### (2) 二重化防止

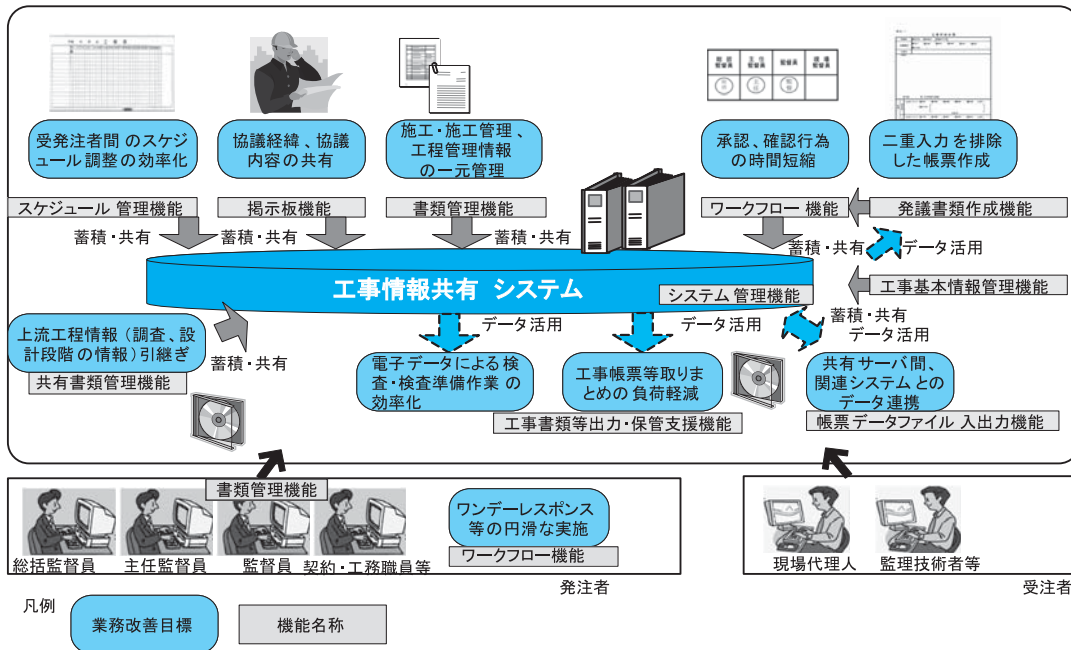
しかし、「電子化し提出不要の書類について



図一 1 発注者が求める工事関係書類の明確化・体系化

ASP等とは、

公共工事の**施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能**(ワークフロー)、**電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者**のことであり、この事業者が提供するサービスを活用することにより**効率的に情報共有する**。



○平成25年度から情報共有システムを基本的に全ての工事において活用。

図一 2 ASP等のサービスを利用した情報共有システム

### 1. 協議、承諾等の行為の効率化

- 1-1 協議、承諾等の行為にあたり、発議し、受付をし、同意等を行う手続について、情報共有システムを活用する。
- 1-2 現場で発生した問題等に対して情報共有システムを活用して監督職員がワンデーレスポンスを実施する。
- 1-3 段階確認を机上とした場合、情報共有システムの機能を活用して監督職員が施工管理記録、写真等の確認を行う。

### 2. 施工管理、工程管理業務の効率化

- 2-1 監督職員と受注者が情報共有システムにスケジュールを入力し、段階確認等の日程調整を行う。
- 2-2 掲示板の活用により、協議経過、決定事項などの情報共有を迅速かつ適切に実施する。

### 3. 工事進捗状況の共有化

- 3-1 工事書類を情報共有システムに一元的に保存・管理し、監督職員と受注者のパソコンから検索・閲覧する。
- 3-2 工程表、工事履行報告書などを情報共有システムに一元的に保存・管理し、事務所内工事関係者が工事進捗状況を共有する。

### 4. 協議内容の共有化

- 4-1 三者会議において、決定事項等を記載した議事録を作成し、会議資料とともに情報共有システムに一元的に保存・管理し共有する。
- 4-2 設計変更審査会において、決定事項等を記載した議事録を作成し、会議資料とともに情報共有システムに一元的に保存・管理し共有する。

### 5. 電子データの利用による検査業務の効率化

- 5-1 紙の工事書類の簡素化のため、事前協議によって情報共有システムの活用を明確にし、情報共有システムで処理した工事書類は紙に出力せずに、電子データを活用した検査(電子検査)を原則とする。
- 5-2 検査職員も任命直後から情報共有システムを利用して工事帳票を事前に確認することができるため、検査のポイントを事前に把握することで検査を迅速・的確に実施する。

図一3 情報共有システム活用の取り組みについて

も、紙で提出させているのではないか」との声があり、業界にヒアリングした結果、「工事成績をよくするために、施工者が自主的に書類を作成」「検査時に説明がし易いため、施工者が電子と紙で二重に納品」「必要書類の事前協議が不十分なため、省略可能な書類まで作成している」との意見がありました。このため、「紙と電子データの両方での書類を提出する二重納品」の解消に向けて、平成27年4月1日に入札を公告した工事から下記の事項の徹底を図りました(図一4、5)。

#### ① 事前協議の実施

- ・特記仕様書に、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」「紙と電子の別」に関して「事前協議」すること。また、「事前協議」の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うことを追記。

#### ② 二重納品の防止

- ・特記仕様書に、「事前協議」において電子により提出、提示することとなった書類につい

ては、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとするを追記。

#### ③ 書類の多さで成績を評価しない旨を徹底

- ・工事成績評価の基準である「地方整備局工事成績評価実施要領」に、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とすることを追記。

#### (3) 更なる書類削減

また、今後下記事項についても取り組むことで、更なる業務効率化や書類の削減を図っていく予定です。

- ① 情報化施工による品質管理資料等削減(土の締固め管理、出来形管理図表等)
- ② プレキャスト化の推進(材料検査・立会い・段階確認の省略→工事関係書類の削減)
- ③ 更なる削減内容検討(協議書類の削減、施工計画書の作成要領策定等)

工事入り口：電子納品等に関する発注者との事前協議の徹底

○特記仕様書等での明示

工事着手前に「事前協議」を行う。変更する場合も受発注者で協議する。



工事出口：書類の多さで成績を評価しない旨を徹底、完成検査時における二重納品防止

○特記仕様書での明示

電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合で紙での提出、提示は行わない。

○地方整備局工事成績評定実施要領の改定

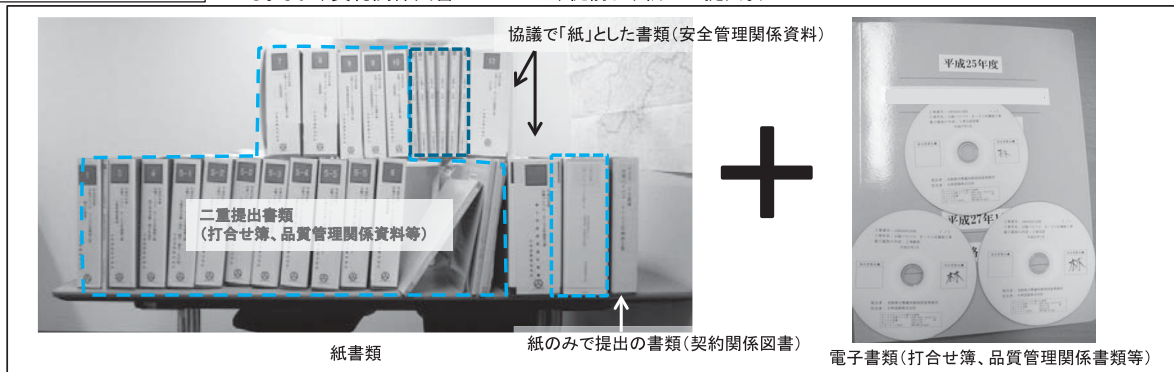
評定にあたっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。

4月1日公告の工事より適用

図一 4 提出書類の二重化防止

二重提出の例

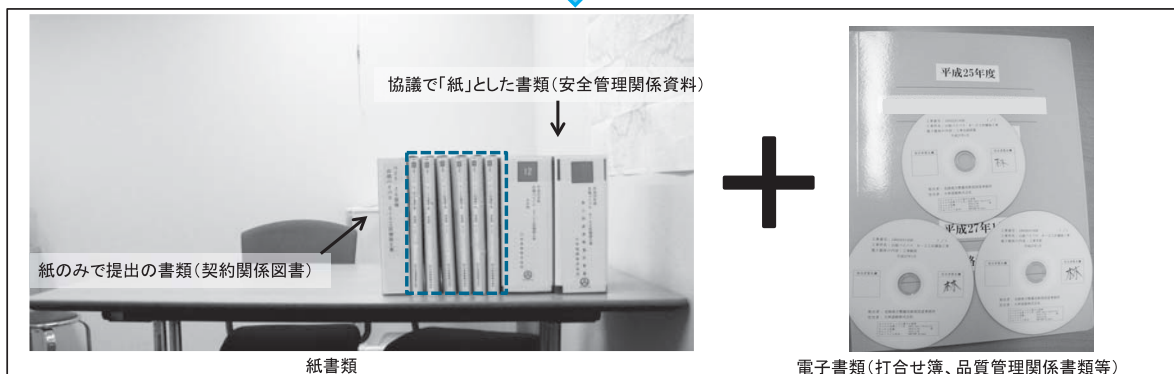
事前協議でほとんどの書類を「電子」とした場合（但し、安全管理関係資料は「紙」としている。なお、契約関係図書については、従前より紙での提出。）



紙と電子両方で提出の書類 (完成図書等)



事前協議を徹底すると.....



図一 5 工事書類の二重提出について

### 3. 工事書類の標準化

現在、国・都・県・市等各発注機関により作成する工事書類は必ずしも同じではなく、受注者は発注機関ごとに必要な工事書式の確認を行った上で、作成・提出しているのが現状です。発注者間での工事書類の標準化が図れば、受注者は発注者に関係なく同じ書式・書類を活用して作成・提出が可能となり、書類作成に係る時間の削減が可能となり、現場に集中できる時間の確保、発注者との協議等の円滑化、完成検査等の効率化につながり、結果、業務効率や施工効率を向上させることから各発注者間での工事書類の標準化を図ることが重要です。

このため、本年度各発注者間での工事書類の標準化に向け、調整・検討を進めているところです。各発注者におかれましては、工事書類の標準化にご理解を頂き調整にご協力をお願いします。

### 4. おわりに

施工効率を向上させる取り組みは、工事発注前の計画・設計段階からの取り組みから、施工中における取り組み、監督・検査における取り組みなどさまざまありますが、その中でも受注者から強く求められているものが、工事書類の改善です。今までの取り組みをしっかりと現場で実施していくことに加え、更なる改善に向けて取り組んで参ります。